

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年 6 月26日

【会社名】 株式会社 山梨中央銀行

【英訳名】 The Yamanashi Chuo Bank,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 関 光 良

【本店の所在の場所】 山梨県甲府市丸の内一丁目20番 8 号

【電話番号】 055(233)2111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 内 藤 哲 也

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区鍛冶町一丁目 6 番10号

株式会社 山梨中央銀行東京支店

【電話番号】 03(3256)3131(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役東京支店長 古 屋 賀 章

【縦覧に供する場所】 株式会社 山梨中央銀行東京支店

(東京都千代田区鍛冶町一丁目 6 番10号)

株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

2020年6月24日開催の当行第117期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2020年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金17円50銭

総額 557,343,045円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月25日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 1,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

第2号議案 取締役12名選任の件

進藤中、関光良、橋田和彦、長田幸夫、田中教彦、藤田豊、古屋賀章、古屋文彦、山寺雅彦、増川道夫、加野理代、市川美季の12名を取締役に選任する。

第3号議案 監査役5名選任の件

小俣晃、浅井仁広、堀内光一郎、永原義之、水谷美奈子の5名を監査役に選任する。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当行取締役（社外取締役を除く）に対し譲渡制限付株式を割り当てることとし、これに関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額70百万円以内とする。

これに伴い、年額70百万円以内とする株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額の定めおよびすでに付与済みのものを除き、株式報酬型ストックオプション制度を廃止する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案	254,542	312		(注) 1	可決 99.83
第2号議案					
進藤 中	222,213	32,639			可決 87.15
関 光良	223,751	31,101			可決 87.76
橘田 和彦	226,096	28,756			可決 88.68
長田 幸夫	225,967	28,885			可決 88.63
田中 教彦	226,096	28,756			可決 88.68
藤田 豊	226,096	28,756		(注) 2	可決 88.68
古屋 賀章	239,897	14,955			可決 94.09
古屋 文彦	239,895	14,957			可決 94.09
山寺 雅彦	239,768	15,084			可決 94.04
増川 道夫	231,180	23,672			可決 90.67
加野 理代	231,636	23,216			可決 90.85
市川 美季	242,575	12,277			可決 95.14
第3号議案					
小俣 晃	251,079	3,776			可決 98.48
浅井 仁広	252,989	1,866			可決 99.22
堀内 光一郎	183,935	70,920		(注) 2	可決 72.14
永原 義之	254,383	472			可決 99.77
水谷 美奈子	254,518	337			可決 99.82
第4号議案	253,598	1,119		(注) 1	可決 99.46

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主からの各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。